

参 与

皆様お疲れさまでございます

本日は、全員招致ということでございまして、委員の皆様並びに推進委員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しいところ総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日の総会の後に消費税の増税に関しまして軽減税率制度についての研修会、そして、さきの秋田県農業委員会大会におきまして、永年勤続表彰を受賞されました会長をはじめ7名の委員・推進委員の皆様の祝賀会を予定いたしております。

長時間にわたることとなりますので、特段の協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、欠席の届け出が、6番、佐々木忠永委員、14番、判田勝補委員、23番、佐藤吉男委員から出ております。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第31回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午後2時 開会)

参 与

初めに、会長がご挨拶を申し上げます。

(会長挨拶)

参 与

ありがとうございました。

それでは、会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は21名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、初めに私から、前回10月9日総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。

お手元に配付しております第31回総会までの業務報告書をご覧ください。

初めに、10月9日ですが、第30回農業委員会総会を委員20名、推進委員2名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。

10月23日には、秋田市の秋田ビューホテルにおきまして、農地バンク推進大会が開催され、会長及び私が出席しております。県知事からの挨拶の後、県農業公社、県農業会議、県農業協同組合中央会、そして県土地改良事業団体連合会の4者による連携協定の締結式及び各代表からのメッセージが発表され、その後、農地バンク5年後見直しを踏まえた今後の取り組みについて、農業公社、県農林政策課、由利本荘市農業委員会、北秋田市土地改良区などから取り組みの内容等の説明がございました。

10月25日ではありますが、大仙市農用地利用調整会議を会長及び推進委員5名の出席をいただき、神岡庁舎2階情報活動室で開催しております。今回の総会に提案する議案について審議をいただいております。

また、同日は、秋田県農業会議第43回常設審議委員会が秋田市のアキタパークホテルで開催され、会長及び事務局が出席し、農地法4条、5条の規定による意見の答申について審議されております。

同日は、さらに常設審議会終了後、秋田県農業会議第21回理事会が開催され、会長が出席しております。退職給与規定の変更と、令和元年度秋田県農業委員会大会提出議案の決定と、大会運営に関しまして審議されております。

1段下になりますが、11月1日は、令和元年度秋田県農業委員会大会が大館市のほくしか鹿鳴ホールで開催され、農業委員21名、推進委員18名のご参加をいただいております。

なお、この大会におきまして、先ほども申し上げましたが、細谷会長ほか7名の委員、推進委員が永年勤続表彰を受賞されております。

以上、主な業務報告といたします。

議 長

ありがとうございます。
案件3番についてお願いします。

高橋委員

17番、高橋です。
10月28日に担当職員と現地のほうを確認してきました。
これは30年以上前の圃場整備で除外された場所として、住宅の一角で、耕作に非常に困難な場所です。
事務局の説明のとおり、何ら問題ないと判断いたしましたのでよろしくご審議のほど、お願いします。

議 長

ありがとうございます。
案件4番についてお願いします。

黒川委員

19番、黒川です。
先月30日に、佐藤さんと事務の方と現地を確認しました。
説明のとおり、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。
案件5番についてお願いします。

足達委員

2番の足達です。
現場につきましては、岩田推進委員と事務局の高橋さんとともに現地を確認してきました。三者の日程の都合がつかず、先ほどここへ来る前、現場確認してまいりました。
配置図をご覧いただきたいと思いますが、もともと父親所有の土地ということで、西側は道路に面しておりますし、東側は父親の土地、北側については、水路と水田に接しています。ほかは畑ということで、利用上支障ないと確認してきました。
以上です。

議 長

ありがとうございます。
案件6番についてお願いします。

信田委員

7番の信田です。
きょうの午前中ですが、私と事務局と最適化推進員の坂本さんで現地確認をしました。
事務局の説明のとおり、何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。
案件7番についてお願いします。

伊藤委員

10番、伊藤です。
先般、事務局の方と現地確認を行いまして、ここは農振除外区域であります。
何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。

参 与

現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。
質疑ございませんか。
齋藤委員。

齋藤委員

ちょっと気になったのでお聞きします。
4番の〇〇〇〇〇〇〇〇、中に水路を払い下げるとありますけれども、下流の水路は使っていないのですか。

議 長

黒川委員。

黒川委員

〇〇〇〇〇は、今の工場があるあいだに水路があります。それを今の状況をそのままにして維持して、例えば泥上げとか、そういうのは、支障にならないような設計にしてもらうような注文はしています。
その場合に、改良区はまだ役員会にかけていないということで、許可はありません。

齋藤委員

でも、委員会で許可する場合に、土地改良の許可とか、改良区の許可とか、払い下げ申請する前に、そういう許可証を持って、別にこれ反対ではないけれども、申請中の中で今やるのはおかしいのではないかと私は思います。

参 与

ただいまのご質問というかご指摘にお答えいたします。
水路の払い下げの件ということでございますけれども……
(発言の声)

参 与

すみません、改良区は、ここ松倉堰の土地改良区の許可になってございまして、5番、農振除外に6月にしておりまして、議決いただいております、その際にも改良区のほうから同意をいただいております。
今回、農地法5条申請をこちらのほうにあった申請書の中にも、土地改良区の農地転用して差し支えない旨の同意書が添付されておりましたので、問題ないものと判断しておりました。よろしくお願ひします。

齋藤委員

わかりました。

議 長

ほかにありませんか。
(なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。
議案第2号の案件、2番から7番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第2号2番から7番の「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長

次に、議案第3号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

参 与

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積

議 長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、議案第3号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第4号の「大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部を改正する要綱について」を議題とします。

参 与 議案第4号 大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について
 大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について、本委員会の承認を求める。
 令和元年11月7日提出
 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長 事務局の説明を求めます。

参 与 議案書の41ページから42ページでございます。
 本案件は、令和2年7月31日の大仙市農業委員会の改選に向けて、推進委員の選任に関する要綱の一部を改正するものでございます。
 本日、配付しております、右上に議案第4号資料とあります新旧対照表も配付しておりますので、こちらのほうがもしかしたら見やすいと思っておりますので、あわせてご覧いただけたらと思います。
 まずは、議案書の40ページ及び41ページでございます。
 こちらは、第2条関係、推薦及び募集の区域、すなわち推進委員の担当区域に関する改正でございます。以前に各地域の委員及び推進委員の皆様、今回の改選に向けまして、実際に活動した結果等を踏まえて、担当区域の見直しをお願いしていたことがございました。9月末にはすべての地域から回答をいただいておりますので、その結果を反映しての変更でございます。
 まずは大曲地域ですが、大曲1、大曲2及び大曲6が変更されます。大曲1の、いわゆる町部、大曲〇〇町、大曲〇〇町という地域、全て大曲1だったわけでございますけれども、この一部を大曲2と大曲6に移動いたします。
 また、大字大曲につきましては、2つに分けまして、大曲1に一部を残し、残りを大曲2に移動することとなっております。
 そして、現行大曲2の担当になっております大字東川及び和合、こちらが大曲1に移動することとなります。
 次に、神岡地域でございますが、神岡2の一部を、これは地域の変更でございますが、神岡3に移動いたします。
 次に、南外1でございますが、南外1、南外2、南外3は1つの地域ですが、大きく変わったように見えますが、実際の区域の変更はありません。といいますのは、前回、平成28年に担当区域を設定したわけでございますけれども、そのときに、基本的には大字を分けると、そして大字をさらに細かく分ける際には、小字で表示するというようにルール変更したんですけれども、こちらの事務局の確認不足もありましたが、南外1、現行によりましては、小字ではなく行政区で表示されておったということでもあります。今回は、全ての地域で表記を統一するため、小字にするとしたものであって、先ほど話したとおり実際の区域の変更はございません。
 以上が、第2条関係であります。各地域におきまして、委員、推進委員が検討した結果でございますので、よろしく願いいたします。

 続きまして、議案の42ページになりますが、こちらは委員会の運営に関する改正でございます。

 まず、第9条、評価委員会の委員についてでございます。現行は農業委員会役員、すなわち会長、会長職務代理者、農地、農政、広報の各専門委員会の正副委員長8名としております。

 しかし、今回なんですけれども、神岡地域と太田地域の役員がおらないと、そのためこの地域の推

進委員の評価を行う際に、支障が生じるのではないかということから、役員会理事に検討していただきました。その結果、この評価委員ですけれども、役員にこだわる必要がないと。ただし、会長、会長職務代理者には必ず入っていただきまして、ほかに会長が委員8名を選任するということといたしました。その8名というのは、各地域の委員を1名ということ想定しております。これによって空白地域をなくしまして、委員会の委員運営についてスムーズにしたいとするものであります。

次に、第11条、委員会の委員長について改正があります。現行は、互選により正副委員長を決めることになっておりますが、これは前回の委員会を通してだったんですけれども、会長代理がいるということで、そのまま会長が委員長、代理が副委員長といった流れであったことが、初めから会長、それから職務代理を正副委員長として、進行をしたいということから改正するものであります。

最後、こちらは追加する条項でございます。議事参与の制限として、第14条、「委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」の1条を追加いたします。こちらは、前回の評価委員会の際でございましたけれども、当時の役員でございますけれども、その中で推進員の候補者となった方がおったということがございました。

事務局といたしましては、自分で自分を評価するというのは、ちょっとどうなのかということで、検討した結果、総会にならって自分が受けた退席案件にするということを提案いたしまして、委員会開催前に説明し、了承をいただいてから委員会を開いたという経緯がございました。そのため、前回の反省を踏まえまして、初めから要綱に自己関係審議中は案件には参加できない旨、追加するものであります。

なお、この条文につきましては、皆様が総会で退席案件しなければならないという根拠の法令であります農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の文言をそのまま使用しております。

また、14条を追加したことから、以降の条項については1条ずつ繰り下げていくものでございます。

以上、簡単でございますが、要綱改正の説明であります。本案件が了承されましたらば、この区域に基づきまして募集要項を作成し、こちらも全員招集、1月総会、全員招集の予定であります。1月総会で募集要項を上程する予定でございます。よろしくご協議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長

ないようですので、これより採決いたします。
議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長

ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第4号の「大仙市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部を改正する要綱について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

次に、報告第1号の「農地法第43条第1項の規定による届出書の受理について」事務局より報告願います。

参 与

43ページをご覧ください。
位置図と配置図につきましては、資料の15ページ、16ページをご覧ください。
農地の所在が、内小友○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○です。
届出人が○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

国道すら危うい状況になるかもしれない、そういったところを重視しなければならぬということ、私は言いたかったわけです。

そういうことで、当然各関係機関より、そういった工事については、あるいは砂利採取については、2次災害等々が発生しないような安全策を十二分にとっているよといったことを、私どもにも十分知らせてもらえればありがたかったということで、発言したわけです。今後とも、どうかよろしくお願いします。

議長 ほかにありますか。
(なしの声)

議長 ないようですので、ここで暫時休憩します。

(午後3時22分 休憩)

議長 会議を再開します。

(午後3時34分 再開)

議長 案件2番の「大仙市新企業団地の整備について」ですが、本日は小松経済産業部次長兼企業商工課長と加藤主幹にお越しいただいておりますので、ご説明をお願いいたします。

参与

大仙市経済産業部次長兼企業商工課長の小松でございます。総会の中で貴重なお時間をいただきまことにありがとうございます。一言ご挨拶申し上げます。

農業委員の皆様には、日ごろから市政運営に多大なご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

ただいま大仙市では、人口減少や少子高齢化など、さまざまな課題に立ち向かい、地域の元気を育んでいくため、さまざまな施策に取り組んでおります。中でも企業誘致を初めとする産業の振興は地域経済を発展させ、就業の機会と所得の増加を促し、若者の流入につながる大仙市発展の大きな原動力の一つであります。

昨今の首都圏を中心とする全国的な設備投資の増加を受けて、その受け皿となる新たな用地の整備については、多くの企業から関心をいただいております。

そこで大仙市では、新企業団地整備プロジェクトチームを設置し、市を挙げて整備に向けたさまざまな意見を集約し、事業を行ってまいります。

この後、担当の加藤主幹から新企業団地の整備について説明をさせますので、どうかよろしくお願いいたします。

ご紹介いただきました加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、お手元にお配りいたしました資料に沿ってご説明申し上げます。

なお、ページ番号は右下に記載されてありますのでご注意くださいと思います。

資料の1ページをご覧ください。

大仙市では、合併前の旧市町村において21の工業団地を整備し、合わせて84万3,000平米を36の企業に分譲しております。

令和元年10月現在、まだ分譲されていない工業団地は、西仙北地域にある北野目工業団地の約1万1,000平米、南外地域にある西ノ又工業団地の約1万平米の2カ所のみとなっております。

また、民間が所有する未利用地や低利用地、市の空き校舎などの斡旋・紹介なども行ってきましたが、大規模な区画や人材を獲得しやすい、いわゆる住宅地など生活の場が近くにある環境を求める企業の要望に応え切れていない状況でありました。

こうした状況を踏まえ、新たな企業誘致の実現や、市内企業の事業拡大に向けた用地を提供するた

め、平成29年度に工場適地選定業務を実施した結果、大曲地域の西根地区が選定されております。地元の方々や議会に対する説明ですが、昨年の5月24日に地元事業説明会を開催し、15名の地権者の方々からご参加をいただいております。また、昨年の5月31日、それから9月20日に市議会議員の皆様にご説明させていただいているほか、先月の1日には、地権者説明会を開催しまして、16名の地権者の方からご参加をいただいております。

ページをめくっていただき、2ページ、左上のページをご覧くださいと思います。

先ほど申し上げました工場適地選定調査についてであります。市内の11カ所の候補地について用地の特徴や用排水、電力、道路、交通などについて、総合的な評価を行った結果、西根地区を最適地として選定しております。

当地の利用面積であります。右の写真、ちょっと細くて見えづらいかも知れませんが、赤で囲まれたエリアの面積になりますが、約9万8,300平米となっており、そのうちの8万4,600平米が工場用地、1万3,700平米が道路や公園などの共用スペースとなる予定であります。その下の3ページになります。

整備に当たっての基本的な考え方ですが、今回の企業団地の整備については、市が事業主体となって実施いたします。また、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく農地の開発として整備することとしております。

なお、先ほども申し上げました農産法という法律では、開発面積を事業者のニーズを踏まえて必要最小限とすることが定められております。また、農産法の適用を受けることにより、土地利用上の措置として農地転用にかかわる法的な配慮をいただけるほか、税制上の措置として個人の土地の譲渡所得にかかわる所得税等の軽減が受けられることとなっております。

開発面積については、先ほど申し上げましたとおり、農産法では開発面積を事業者のニーズを踏まえて必要最小限とすることが定められております。工場適地選定調査において事業者のニーズを調査したところ、5年以内に5社から2万7,000平米程度の需要があることが見込まれております。

また、アンケート調査後には、6社から1万3,500平米程度の需要が見込まれる新たな相談がありましたので、5年程度の短期的な需要は、合わせて約4万平米と見込んでおります。

こうしたことから、工場適地選定調査において示された9万8,300平米の開発面積のうち、第1期分として4万平米程度を令和3年度の引き渡しを目標に整備することとしております。

また、第1期分は、数社から具体的な用地の指定があったことから、開発区域のうち北側を造成することとしております。残りの約6万平米については、企業の需要に応じて、第2期、第3期工事を実施し、造成する計画であります。

右上の4ページをご覧くださいと思います。

ただいま申し上げました造成計画を図面で示したものであります。

第1期分が北側の黄色の部分、3万9,531.24平米、第2期分が真ん中の緑の部分、3万8,864.95平米、第3期分が南側の青の部分、2万1,838.24平米となります。

その下の5ページをご覧くださいと思います。

事業スケジュールについてであります。

用地交渉及び用地買収につきましては、一連の手続きを来年の7月までに終えたいと考えております。基本設計、実施設計及び用地測量等につきましては年内に着手し、来年7月をめどに完了する予定であります。造成工事につきましては、来年の稲刈り後、10月ごろから着手し、令和3年の11月の完成を目指しております。

したがって、令和2年度、来年度ですけれども、例年どおり稲の作付けを行っていただくこととしております。ただし、全ての地権者の皆様から土地の譲渡について了解を得られた場合は、造成工事を前倒しで実施するため、令和2年度分の作付けを取りやめていただき、市が作付けにかかわる経費等について補償を行うことも検討しております。

ページをめくっていただいて、上の6ページをご覧くださいと思います。

用地の売買に関する手順の全体像であります。

①地権者説明会については先月の1日に開催しておりますが、この後、用地測量、土地価格の算定、個別の協議を来年5月にかけて順次行うこととしております。個別協議が調いますと、来年4月以降7月にかけて契約を締結し、来年7月以降に代金をお支払いするというような日程となっております。最後に7ページ、その下をご覧くださいと思いますが、土地価格の算定についてであります。

お売りいただく土地の価格については、公示価格や近隣類似の取引事例等を参考とした不動産鑑定士による鑑定評価に基づき、1平米当たりの土地単価を算定しております。

市が実施した不動産鑑定の結果、工場適地調査において適地とされた9万8,300平米の全ての土地の平均単価は、下記のとおり1平米当たり4,200円となっております。実際の売買単価は、接している道路の大きさや間口の広さなど、その土地の条件によって異なってまいります。具体的な単価については後日、地権者の皆様と個別に協議させていただくこととしております。

大仙市農業委員会委員の皆様におかれましては、市企業団地の整備についてご指導とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。簡単ではありますが、事業の説明とさせていただきます。

本日は貴重なお時間を頂戴し、まことにありがとうございます。

議 長

ありがとうございました。
説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
足達委員。

足達委員

ご説明ありがとうございました。
何点かお聞きしたいんですけども、11社から問い合わせがあるとお聞きしましたけれども、できれば職種ですか、内容等を聞かせていただければ。それと、土地利用等の特例とって、市が事業主体で事業を実施される場合、もしも手続上農業委員会とのかかわりはどうなりますか。

議 長

お願いします。

参 与

ただいまの足達委員のご質問にお答え申し上げます。
最初のどういった企業が立地するのかというご質問ですが、アンケートで立地したいという希望をいただいている業種であります。一般貨物運送業、それから工業用プラスチック製品製造業、それから医療機器製造販売業、それから金属プレス製品製造業、半導体製造業、それから縫製業、こういった企業から立地の希望をいただいております。
それから、もう一つのご質問でありますけれども、ただいま現在私どものほうで農産法、昔の農工法でありますけれども、農産法に基づく実施計画を策定中であります。その実施計画が策定されてから、農業委員会のほうの農振除外要件の手続に入らせていただくということで、その時期については、まだ未定ということで、今農産法の実施計画の作成に取り組んでいるということでもあります。

議 長

ほかにありませんか。
菅原委員。

菅原委員

1番、菅原です。
時間がないので、簡単にした質問で申しわけないですけども、この図面を見る限りで、国道沿いの白い部分が中のほうにあるわけですけども、これ自体はどうなるのかお願いします。

参 与

菅原委員のご質問にお答え申し上げます。
第1期造成分の下の、黄色い部分の白いところですけども、大きい四角いところが、大仙物流という物流会社が、既に用地を取得しております。それから、その隣が除雪センター、右隣、除雪センターになります。それから、緑の部分の白い部分でありますけれども、こちらについては、先ほど申し上げました適地調査時点では対象外となっておりますけれども、今後、企業さんの需要に応じて、ここは宅地、民家になっておりますけれども、企業さんの需要に応じて、ここの部分についても工業団地と

して開発するという事も検討していきたいというふうに考えております。

菅原委員

すみません、農地の第2期造成の部分のところなんですけれども、残されたということは、やはり民家があるために残ったということ。

参 与

そういうことです。住まわれている方がいらっしゃるということで、調査時点では住んでいる方の生活に影響を与えないように整備していこうということでありましたけれども、2期の造成が終わった後、企業さんの需要に応じて、ここの開発についても検討していこうということを考えております。

議 長

ほかにありませんか。
(なしの声)

議 長

ないようですので、これで大仙市新企業団地の整備の説明は終わらせていただきます。どうもありがとうございます
これで、本日の日程は全て終了しました。
その他、事務局のほうから何かありませんか。

参 与

最後でございます。皆様に議案と一緒に農業委員等の綱紀粛正について（重要）と書いてあるものをお渡ししていると思います。

11月1日の農業委員会大会に参加された方、実は冒頭から会長がこちらご説明したかと思えます。

大分県の別府市と奈良県の安堵町というところですけども、こちらで農地転用にかかわる贈収賄があったと。それで会長が逮捕をされたということでございました。安堵町のほうは、農地法3条という申請を出したんですけども、開発行為をしていると、要はうそをついたという内容でございました。

中身につきましては、後ほどご参考にしていただければと思いますので、こういったことがないように、よろしく願います。

以上です。

議 長

委員の皆さんから何かありませんか。
(なしの声)

議 長

ないようですので、以上をもちまして第31回大仙市農業委員総会を閉会します。
どうもありがとうございました。

(午後3時45分 閉会)